

地方応援隊の取組について

【活動目的・概要】

- ・法律や予算等に基づかない任意の取組
- ・若手中心に現場に入り活動

- ・条件不利地域の小規模市町村に「隊員」として1自治体2名程度の若手職員を割り当て、年に数回の現地訪問や月一回程度のweb会議等を通じて、地域課題を整理し、その解決に向けた取組の方向性などを提案。
- ・職員同士の人脈を形成し、国への身近な相談窓口になることを目指す。
- ・若手職員にとっても、やりがいの向上や各種事業・施策、現場に関する知識の蓄積も期待。
- ・省庁横断的、省内横断的な取組を志向していく。



【これまでの活動】

- ・令和2年度11月：隊員12名で試行的に取組開始。
- ・令和4年度：対象市町村を公募し、本格的に活動開始。農林水産省農村振興局（中山間地域等の振興を所掌）や省内他局も参加。
- ・令和5年度：農林水産省は隊員対象を省内全体に拡大。

※国交省15名、農水省20名の計35名。（R8.6.1時点）

年度	R4	R5	R6	R7	R8
参加自治体数	23	39	26	20	16
道県数	12	9	16	13	12
隊員数(国交省)	27	38	33	23	15
隊員数(農水省)	18	36	28	21	20

※自治体数、隊員数は、その年度の活動開始時点のもの。

【実施体制】

- ・国交省国土政策局、農水省農村振興局合同のPTを設置。
- ・審議官を顧問、国政局・農振局の両総務課長を幹事長とし、定例の合同PT会合にて活動報告・相談。